

「農の雇用事業」 Q & A

[Q①] 「農の雇用事業」の応募申請方法を教えてください。

[A] 応募申請するためには、募集要領等に定められた事業要件等を満たしている事が最低条件となります。それを満たしている事が確認された場合は、「農の雇用事業」ホームページより 応募申請様式を入手し、必要事項を記入、添付の上、農業会議に提出下さい。

[主な事業要件]

- ①雇用就農者育成に係る研修は期間の定めのない雇用契約、独立等を前提とした研修は期間の定めのある雇用契約でも可。
 - ②個人事業主は雇用保険・労災保険加入、法人はそれに加えて社会保険加入。
 - ③研修生の就業は、年間平均週労働時間 35 時間以上の雇用契約。
 - ④研修生の給与は、最低賃金以上の雇用契約。
 - ⑤研修生採用時の年齢は 50 歳未満。
 - ⑥研修生の農業経験は 5 年以内。
 - ⑦研修開始迄（令和元年 8 月 1 日）に正社員としての就業期間が 4 ヶ月以上 1 年以内。
- ※平成 30 年 8 月 1 日～平成 31 年 4 月 1 日に採用された方を応募申請の対象とする。

[Q②] 農作業受託や酪農ヘルパーを行う事業所で正社員を雇用しましたが、応募申請出来ますか。

[A] 法人名義の耕作証明書又は経営改善計画認定書が発行されていれば、問題ありません。また、それがない場合は、農業生産活動が行われている事が判る根拠書類（定款、決算書等）の提出が必要となります。

[Q③] 研修指導者となる方が農業経験 5 年に満たないですが、応募申請出来ますか。また、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）経営開始型受給中ですが、応募申請出来ますか。

[A] 農業次世代人材投資資金経営開始型早期経営確立者又は認定農業者の経営改善計画認定書の認定（法人の場合は代表者に限る）を受けている場合は、問題ありません。なお、経営開始型受給中の経営者は重複受給が認められていません。

[Q④] 正社員であれば、応募申請出来ますか。また、特定期間内で独立就農を目指す方を雇用した場合はどうですか。

[A] 正社員であっても、募集期間内で募集要領等に定められた正社員採用期間内に採用・就業開始している必要があります。当事業要件では、研修開始迄に正社員として 4 ヶ月以上、1 年以内就業していることが前提となります。また、独立就農志向の方を雇用した場合も応募申請出来ますし、特定期間内で独立を目指す場合、期間の定めのある雇用契約でも可能となっています。

[Q⑤] 外国人を雇用していますが、応募申請出来ますか。

[A] 日本に在留資格のある定住外国人は応募申請出来ますが、外国人技能実習生や特定技能外国人は一定期間で母国に帰国するため、正社員契約ができない事から対象外です。

[Q⑥] 厚生労働省管轄の人材育成等に係わる助成を受けようと考えていますが、農の雇用事業と重複受給できますか。

[A] 基本的に、「農の雇用事業」助成対象期間内での他の公的助成は受けることが出来ません。なお、試用期間中の「トライアル雇用奨励金」や非正規雇用者向けの「キャリアアップ助成金」は、農の雇用事業でも認められているものですが、これらの受給期間と農の雇用事業の研修期間が重複する場合、その研修生については正社員として見なす事が出来ない事から、対象外となります。

[Q⑦] 過去に「農の雇用事業」で2名採択を受けましたが、いずれも離農しました。定着率に課題がありますが、応募申請出来ますか。

[A] 過去5年（令和元年度は平成26年度～平成30年度）に遡り、研修生数が2名以上いる場合、定着率1/2以上でないと応募申請出来ません。

[Q⑧] 常時従業員10人以上について、応募申請制限が課せられますが、何を持って判断するのですか。また、全国展開している農業法人での常時従業員数はどの様に判断しますか。

[A] 基本的には、雇用保険の加入における常時従業員数で判断しますが、応募申請面談時にも常時従業員の内訳等について聞き取りで確認させていただきます。また、全国展開している農業法人については、その法人全体での常時従業員数で判断します。各都道府県の事業所毎での常時従業員数ではないため、予めご留意下さい。

[Q⑨] 50歳以上の方を正社員雇用しましたが、応募申請出来ますか。

[A] 50歳以上に対する応募申請の特例措置はありません。

[Q⑩] 代表者の親族（三親等以内）でも応募申請出来ますか。

[A] 代表者と同居しておらず、親族以外の雇用条件が同等の従業員がいれば、問題ありません。なお、比較対象となる従業員と労働条件や賃金等において差が確認された場合、その理由書を求める場合があります。

[Q⑪] 県立農業大学校で農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）準備型を受給した者を正社員雇用しましたが、応募申請できますか。

[A] 県立農大の他、全国型の準備型を受けた者の場合は、農の雇用事業への移行は可能です。また、準備型から農の雇用事業への移行について、畜種から耕種、耕種から畜種への移行は認められています。

[Q⑫] 応募申請様式の研修計画はどの様にして作成したら良いですか。また、「働き方改革実行計画」は単なる計画を作成するだけで良いのですか。

[A] 研修計画は、研修作目毎に年間作業内容を洗い出し、その中で研修生に指導する技術や知識、経営ノウハウ等詳細を具体的に記入下さい。また、「働き方改革実行計画」は、採択後に適宜、実施状況を確認するため、必ず従業員とも話し合いの上で、実効性のある内容を記入下さい。

※上記以外で、農の雇用事業の事業要件や応募申請方法の他、準備する書類等、ご不明な点は、熊本県農業会議迄ご相談下さい。（TEL：096-384-3333、担当：岩崎、和田、出田）